

# 長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱

〔昭和63年12月1日  
決裁〕

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 競争入札参加者の資格審査（第3条―第11条）

第3章 競争入札参加者の選定（第12条―第14条）

第4章 雑則（第15条・第16条）

## 第1章 総 則

（趣旨）

**第1条** この要綱は、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号。以下「規則」という。）第3条及び第18条の規定に基づき、本市が行う物品の売買、貸借、修理及び製造の請負、建設工事に係る業務以外の業務の委託、修繕等の契約（以下総称して「物品等契約」という。）を締結する場合の競争入札に参加する者の資格及び当該資格の審査並びに指名競争入札参加者の選定に係る指名基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建設工事に係る業務以外の業務 長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第1条に規定する建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業等以外の業務をいう。
- （2）競争入札 一般競争入札又は指名競争入札をいう。
- （3）本店 法人における登記簿上の本店をいう。
- （4）営業所等 本市と常時契約を締結することができる事務所又は事業所をいう。
- （5）地域区分 第5条第1項に規定する競争入札参加資格の認定に当たって、当該競争入札に参加しようとする者について、次のアからエまでに掲げる要件により区分したものをいう。

ア 市内業者 市内に営業所等を有する法人（市内に本店を有するものに限る。）であって、かつ、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの又は市内に住民票上の住所を有する個人であって、市内において営業を営むもの（それぞれ市内に

おける営業年数が1年以上あるものに限る。)

(7) 従業員数の合計のうち市内の事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)における従業員数の占める割合が5割を超える者(従業員数の合計が2人のときは、5割以上である者)

(8) 本市を含む3以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に事業所等を有しており、当該市町村の中で、市内の事業所等の従業員数が最も多い者(本市と本市以外の市町村の従業員数が同数で最も多い者を除く。)

(9) 市内の事業所等における従業員数が50人を超える者

イ 認定市内業者 ア以外の法人で、市内に営業所等を有し、市内の事業所等の従業員数が50人を超えるもの(市内における営業年数が5年以上あるものに限る。)

ウ 準市内業者 市内に営業所等を有するア以外の法人(市内に本店を有するものに限る。)又は市内に営業所等を有するイ以外の法人であって当該営業所等における従業員数が1人以上であるもの(それぞれ市内における営業年数が1年以上あるものに限る。)

エ 市外業者 アからウまで以外の法人又は個人

## 第2章 競争入札参加者の資格審査

(競争入札参加資格)

**第3条** 競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 規則第2条第1項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当する者

(2) 規則第2条第2項各号に該当すると認められる者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 本市の市税を滞納している者

(5) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 第5条第2項若しくは第8条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

(7) 個人住民税の特別徴収を行うべき者であって、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(競争入札参加資格の内容)

**第4条** 規則第3条第1項に規定する必要な資格は、別表第1の左欄に掲げる資格とし、その内容は同表右欄に掲げるとおりとする。

(競争入札参加資格の申請)

**第5条** 本市の物品等契約に係る競争入札に参加しようとする者は、前2条に規定する資格（以下「競争入札参加資格」という。）について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、市長が別に定める競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に別表第2に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(競争入札参加資格の認定)

**第6条** 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、競争入札参加資格の要件に基づき審査を行い、当該競争入札参加資格の要件に適合すると認められるときは、競争入札参加資格について、地域区分に応じ、期間を定めて認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定したときは、申請者に対し、市長が別に定める競争入札参加資格認定通知書（以下「認定通知書」という。）により通知するものとする。

(有資格者の有効期間)

**第7条** 前条第1項の期間は、認定した日から第5条第2項の規定により申請書に添付する直近の決算書類の写しにおける会計期間の末日又は確定申告書の写しにおける課税期間の末日から2年7か月（申請者の事業に係る最初の決算期が到来していない場合にあつては、当該申請者の設立年月日（申請者が法人以外の者であるときは、申請書を受理した日）から1年7か月）を経過する日が属する月の末日までとする。

(競争入札参加資格の更新)

**第8条** 第6条第1項の規定により競争入札参加資格の認定を受けた者（以下「有資格者」という。）は、前条に定める有効期間以後引き続き本市の物品等契約に係る競争入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の更新を受けなければならない。

2 前項の競争入札参加資格の更新を受けようとする者は、前条に規定する期間の満了日の2週間前の日が属する週の金曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その直前の休日でない日）までに申請書に別表第3に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

3 前2条の規定は、第1項の更新について準用する。この場合において、前2条中「認

定」とあるのは「更新認定」と読み替えるものとする。

(競争入札参加資格の再認定)

**第8条の2** 有資格者は、第6条第1項の規定による認定（第8条第3項の規定により準用する場合を含む。）を受けた後において、地域区分の変更に係る事実が生じたときは、再認定を受けることができる。

2 前項の再認定を受けようとする者は、申請書に別表第3及び別表第4に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、競争入札参加資格の要件に基づき審査を行い、当該競争入札参加資格の要件に適合すると認められるときは、競争入札参加資格を再認定するものとする。

4 市長は、前項の規定により、再認定したときは、申請者に対し、認定通知書により通知するものとする。

(競争入札参加資格の取消し又は変更)

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、競争入札参加資格を取消し、又は認定した事項を変更することができる。

(1) 競争入札参加資格を有しなくなったとき。

(2) 不正な手段又は虚偽の申請によって競争入札参加資格の認定を受けたと認められるとき。

(3) その他競争入札参加資格を取消し、又は認定した事項を変更する必要があると認められるとき。

(競争入札参加資格の変更届)

**第10条** 有資格者は、第6条第1項の規定による認定（第8条第3項の規定により準用する場合を含む。）を受けた後において、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 代表者又は受任者（法人にあっては、役職名を含む。）

(4) 電話番号又はファクシミリ番号

(5) 使用印鑑

(6) 資本・人的関係

2 有資格者は、営業種目を追加し、又は取り下げの場合は、市長が別に定める競争入札参加資格業種追加・取下げ届により市長に届け出なければならない。

3 有資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その旨を市長に届け

出なければならない。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 破産等をしたとき。
- (3) 法人が合併又は分割等をしたとき。
- (4) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき。

(有資格者名簿の作成)

**第11条** 市長は、有資格者を登載した有資格者名簿を作成しなければならない。

- 2 市長は、第6条第1項の規定により競争入札参加資格の認定をしたときは、速やかに有資格者名簿に登録しなければならない。
- 3 市長は、第8条第3項の規定による更新の認定をしたとき若しくは第9条の規定による取消し、若しくは変更をしたとき又は前条の規定による変更の届出があったときは、有資格者名簿を訂正しなければならない。

### 第3章 競争入札参加者の選定

(競争入札の参加)

**第12条** 本市の物品等契約に係る競争入札に参加できる者は、有資格者名簿に登載されている者でなければならない。ただし、修繕の契約に係る競争入札において、市長が必要と認めるときは、当該競争入札に参加できる者については、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第11条に規定する有資格業者名簿に登載されている者とする事ができる。

(指名基準)

**第13条** 本市の物品等契約に係る指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況等を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無及び信用状態
- (2) 販売実績
- (3) 経営状態
- (4) 契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (5) 設備の保有状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

(指名の制限)

**第14条** 本市の物品等契約に係る指名競争入札に参加する者の指名にあつては、前2条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）に基づく指名停止措置の期間中である者
- (2) 長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中である者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）の規定による入札参加制限措置の期間中である者
- (3) 銀行又は主要取引先からの取引停止等の事実等から、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（第12条ただし書の規定により建設工事に係る有資格業者から選定する場合にあっては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）
- (5) 契約の履行に当たって必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (6) 同一の契約において資本・人的関係がある者が含まれている者
- (7) 前各号に掲げる者のほか前条の各号を調査した結果、指名することが不相当と認められる者

#### 第4章 雑 則

（随意契約の業者選定）

**第15条** この要綱は、規則第25条の規定により随意契約について準用する。ただし、次項に定める場合に限り、第12条の規定を準用しないことができる。

2 規則第25条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める随意契約の場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 購入しようとする物品の調達に、災害等により緊急を要するとき。
- (2) 特殊な物品の購入、貸借若しくは製造の請負又は特別な技術を要する業務の委託において、有資格者の中から選定することができないとき。
- (3) 賄材料又は生鮮食料品類を購入するとき。
- (4) 図書類を購入するとき。
- (5) その他市長が有資格者の中から選定することができないと認めるとき。

（委任）

**第16条** この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年1月4日から施行する。ただし、平成3年3月31日までの有効期間を有するものは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。ただし、平成5年3月31日までの有効期間を有するものは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、平成11年3月31日までの有効期間を有する者の有効期間は、平成11年9月30日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に有資格者の認定を受けた者の有効期間は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。ただし、平成15年9月30日までの有効期間を有するものは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱の規定は、競争入札

参加資格の有効期間が平成17年10月1日以後から始まるものについて、適用する。

附 則（平成18年3月30日告示第207号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月18日告示第454号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。（平成19年6月18日告示第454号）  
（経過措置）
- 2 改正後の長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成19年10月1日以後の認定に係るものから適用し、同日前に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 平成19年7月の定期受付から平成20年7月までに申請した長崎市の区域外に本店を有する有資格者に係る有効期間については、改正後の要綱第10条中「2年7箇月」とあるのは、「1年7箇月」と読み替えて適用する。

附 則（平成19年10月1日告示第705号）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第292号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月4日告示第647号）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日告示第105号）

この要綱は、平成21年3月5日から施行する。

附 則（平成22年11月15日告示第658号）

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

附 則（平成24年9月21日告示第638号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年10月23日告示第662号）

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月10日告示第129号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年9月25日告示第571号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月30日告示第646号）



この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年1月27日告示第822号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年6月24日告示第392号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年10月8日告示第561号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月16日告示第148号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱第5条第1項の規定により認定を受けている者及びこの要綱による改正前の長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱第5条第1項により認定を受けている者については、この要綱による改正後の長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱第3条第10号の規定及びこの要綱による改正後の長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱第3条第7号の規定は、その認定の有効期限の末日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までの間は、適用しない。

別表第1（第4条関係）

資 格	資格の内容
販売及び製造の実績高	直前2年間における各営業年度の決算により算出した販売及び製造の実績高年間平均高
経営規模	(1) 登記事項証明書の資本金 (2) 直前1年の営業年度決算（以下「直前決算」という。）における設備の額
経営比率及び営業年数	(1) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。） (2) 直前決算の日における営業年数
従業員	直前決算の日において事業に従事した従業員数

別表第2（第5条関係）

1 委任状
2 使用印鑑届
3 登記事項証明書（法人に限る。）
4 市町村長が発行する身元証明書（個人に限る。）
5 納税証明書 (1) 長崎市税の完納証明書（本市に本店又は事業所等を有する者に限る。） (2) 本店所在地の税務署が発行する消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
6 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条の規定による登記されていないことの証明書（個人に限る。）
7 申請書提出時における直近2か年分の決算書類の写し（法人に限る。）
8 申請書提出時における直近2か年分の確定申告書の写し（個人に限る。）
9 登録業種ごとに市長が必要と認める書類
10 資本・人的関係届出書
11 従業員数を証する書類（市外業者を除く。）
12 5年以上市内で事業を継続していることを証する書類（認定市内業者に限る。）
13 住所を証する書類（市内業者の個人に限る。）

14	1年以上市内で事業を継続していることを証する書類（市内業者又は準市内業者に限る。）
15	従業員等の個人住民税・個人県民税の特別徴収（以下「特別徴収」という。）の実施の有無を確認できる書類（市内業者、認定市内業者又は準市内業者に限る。）

別表第3（第8条、第8条の2関係）

1	納税証明書 （1）長崎市税の完納証明書（本市に本店又は事業所等を有する者に限る。） （2）本店所在地の税務署が発行する消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
2	申請書提出時における直近2か年分の決算書類の写し（法人に限る。）
3	申請書提出時における直近2か年分の確定申告書の写し（個人に限る。）
4	登録業種ごとに市長が必要と認める書類
5	従業員数を証する書類（市外業者を除く。）
6	5年以上市内で事業を継続していることを証する書類（認定市内業者に限る。）
7	住所を証する書類（市内業者の個人に限る。）
8	特別徴収の実施の有無を確認できる書類（市内業者、認定市内業者又は準市内業者に限る。）

別表第4（第8条の2関係）

1	地域区分の変更に係る事実を確認できる書類
---	----------------------